

# 聴覚に障害のある方はメールで相談ができます

東京都消費生活総合センターでは、聴覚に障害がある等、電話による相談がしづらい方を対象に、メールでの相談受付も行っています。

品物の購入やサービス契約の際のトラブルなどでお困りの場合は、ぜひご相談ください。

● 対象：都内に在住・在勤・在学で聴覚に障害がある方 ●



受付から回答まで

相談者



東京都消費生活  
総合センター  
(東京共同電子申請・  
届出サービス)



※通知メールに記載された手順にしたがって、WEBサイト上で回答内容を確認します。

☆メール相談は、相談者の個人情報のセキュリティ確保のため、「東京くらしWEB」のリンクから入力していただく「東京共同電子申請・届出サービス」を利用して実施します。

注意事項

※メールで受付できる相談は新規の相談のみで、回答は1回限りです。

※メールの相談の回答には1週間程度かかる場合があります。

※相談の内容により、契約関係書面や詳しい経緯等を確認する必要がある場合は、来所による相談をお願いします。相談はご家族や福祉関係者等の補助者が同席できます。

- ★お急ぎの場合や詳しく相談されたい場合は、来所相談をご利用ください。予約は不要です。
- ★筆談等による相談対応も行っています。  
またタブレット端末を利用した手話通訳での相談も可能です。



聴覚障害者のお客様

※本イラストはイメージです。  
実際の使用時の状況とは異なります。

<来所相談の場所>

東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 16F  
東京都消費生活総合センター  
受付時間：月～土曜・午前9時～午後5時  
(日・祝日・年末年始はお休みです。)  
相談電話：03-3235-1155

詳しくはこちらをご覧ください。

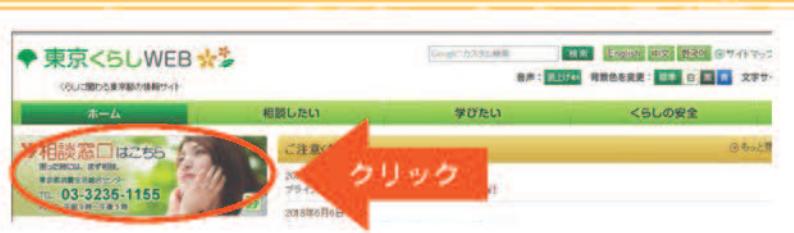
◆ 東京くらしWEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



## (参考) メール相談の手順

- ① 東京くらし WEB のホームページにアクセスし、「相談窓口はこちら」をクリックしてください。



- ② 「消費生活相談の窓口のご案内」のページの「聴覚に障害がある等電話による相談がしづらい方」をクリックしてください。

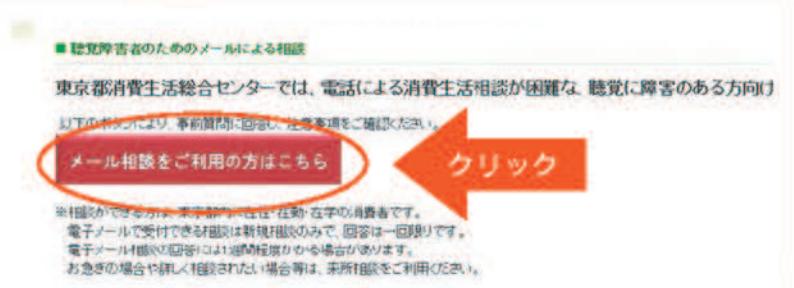


- ③ 「メールによる相談」にある「専用のページ」の部分をクリックしてください。



- ④ 「聴覚障害者のための消費生活相談」のページの「メール相談をご利用の方はこちら」をクリックしてください。

事前質問に回答し、注意事項をご確認後、「同意して相談入力フォームへ」をクリックしてください。



- ⑤ 「東京都消費生活総合センター 消費生活相談受付」が別ウィンドウで表示されます。「利用規約に同意する」を選択してクリックすると、「申し込み内容の入力」ページが表示されるので、必要事項を入力し「申し込み内容を確認」をクリックしてください。

その後は画面の指示に従ってください。

